

就労移行支援

人員基準	従業者	職業指導員及び生活支援員	総数	常勤換算で、利用者を 6 で除した数以上
			職業指導員の数	1 人以上
			生活支援員の数	1 人以上
			※ 1人以上は常勤	
		就労支援員	常勤換算で、利用者数を 15 で除した数以上	
		サービス管理責任者	利用者数が 60 人以下	1 人以上
			利用者数が 61 人以上	1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上
			※ 1人以上は常勤	
	管理者	原則として管理業務に従事するもの（ 管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可 ）		
	設備基準	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること	
相談室		間仕切り等を設けること		
洗面所・便所		利用者の特性に応じたものであること		
多目的室その他運営に必要な設備		—		